

淀川水系流域委員会 第13回猪名川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)
松本委員(猪名川部会)

日 時：平成 14 年 8 月 20 日(火) 10:00~13:30

場 所：a x ビルアクスネッツ

庶務（三菱総合研究所 新田）

只今より、淀川水系流域委員会第 13 回猪名川部会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに資料の確認等をさせていただきます。まず黄色い紙の「発言にあたってのお願い」と議事次第。資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3 が前回 7 月 30 日に行われた委員会に関する資料です。資料 1 - 1 が委員会の活動等をまとめた「委員会および他部会の状況（中間とりまとめ以降）」、資料 1 - 2 が流域委員会全体の進め方と、アウトプット等についてとりまとめた資料で、第 13 回委員会で提出された「今後の流域委員会の進め方について」。資料 1 - 3 「淀川水系の浸水想定区域の指定・公表について」も、第 13 回委員会の資料です。資料 2 が水需要管理と水位管理のワーキングの結果概要を示した「委員会 WG 結果概要、結果報告」です。資料 3 - 1、3 - 2 が今後の猪名川部会の進め方についての資料及び今後の日程等です。資料 4 が河川管理者からのご提供資料で、資料 4 - 1 が「猪名川の治水の現状」、資料 4 - 2 が「猪名川直轄区間の水防団の現状」、資料 4 - 2 補足「水防テキストブック」パンフレット、以上 3 点があります。こちらの方は、前回の部会等で委員の皆さまからのご要望、要請にお応えして提出された資料です。資料 5 「流域委員会の運営に関するお知らせ（第 13 回運営会議より）」、資料 6 「平成 14 年猪名川の渇水状況について」、こちらも河川管理者の方からの提出資料です。

参考資料 1 が「猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要」です。参考資料 2 が一般からのご意見で、参考資料 2 - 1 が全般的な事項に関する委員及び一般からのご意見、参考資料 2 - 2 が中間とりまとめに対する一般からのご意見となっています。

委員の皆さまのお手元には、一部資料を事前にお送りしましたが、全ての資料を一式ご用意しております。ピンク色のファイルは現状説明資料と過去の資料です。

本日は、前回の部会から今回の部会までに一般から流域委員会に寄せられた意見についてご紹介をさせていただきます。これは運営会議にて、一般から寄せられたご意見について各部会と委員会で多少時間を使ってご紹介することが決まっておりますので、それに従ってご説明をさせていただきます。

まず、参考資料 2 - 1 が 7 月 10 日から 8 月 9 日までに寄せられたご意見です。こちらは委員会、部会等、全般的な事項に関する意見で、全部で 15 件ほどの意見が寄せられております。内容はシンポジウムに関するご意見や、スポーツ団体からの河川敷のグラウンドに関する要望等です。参考資料 2 - 2 は、7 月 31 日までに中間とりまとめに対して一般の方々から意見を募り、まとめたものです。締め切りを過ぎても若干ご意見を頂き、現在までに流域委員会全体として 122 件のご意見が寄せられています。最初のページをご覧いただきたいのですが、それぞれ委員会、琵琶湖、淀川、猪名川、全般と書いてあって、猪名川というところに丸がついているのが、猪名川部会の中間とりまとめに関するご意見です。全部で 13 件ほど寄せられております。自治体を含む一般の方々からのご意見が記載されておりますので、後ほど審議の際にも参考としてご覧ください。

今日の会議でも後ほど一般傍聴の方々からのご発言の時間を設けさせていただきます。この黄色い「発言にあたってのお願い」をご覧頂き、簡潔に発言をお願いいたします。なお、審議中には一般傍聴の方々のご発言はご遠慮頂いておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

します。委員の方々、河川管理者の方々も、発言に際しては議事録を作成する関係上、必ずマイクを通して冒頭でお名前の方を頂ければと考えております。

では米山部会長、審議の方をよろしくお願いいたします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

これから第13回の猪名川部会の審議に入りたいと思います。最初に、第13回の委員会と、他の部会の報告を庶務の方からご説明頂きます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1-1、1-2、1-3説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ありがとうございました。特に質問はありませんか。

先日、畚野委員を中心に猪名川流域現地のフィールドワークに行っていました。これについては資料1-1の18ページから21ページに書いてあります。川西能勢口駅で集合し、銀橋の辺りを通って、多田神社の付近を歩いて、一庫ダム、さらに妙見ケーブルの乗り場辺りまで行きまして、豊能町役場を経て、分派堰の地点、それから工事の現場も見てまいりました。あと、余野川ダムサイト、北山川の合流点を見て、その後に畚野委員にお世話になり、多田公民館の会議室で猪名川クラブや景観を守る会の人たちとディスカッションをさせて頂きました。このディスカッションは狭窄部の人たちの考え方に触れることができた貴重な機会でした。

大野山という水源辺りまで、畚野委員にご案内頂いて登ってきたのですが、あの辺りはいわゆる都市緑地ではなく、全くの森林、山の緑地です。これらの存在のおかげで猪名川が存在しているのだなあという印象を非常に強く受けました。ただ、大野山の頂上にはNTTの中継塔が次から次に立ち、決して静かな水源地というわけではありませんでした。いわば都市河川の1つの表象という感じがいたしました。

少し長くなりましたが、フィールドワークの報告をさせて頂きました。さらに、ワーキンググループについての情報の共有したいので、これについてご説明して頂けますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料2について説明]

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

田中委員、補足することがあればお願いします。

田中委員（猪名川部会）

実は第1回、第2回の水位管理ワーキングには出られなかったのですが、第2回に西野委

員が説明して頂いた琵琶湖の沈水植物帯から抽水植物帯への、いわゆる琵琶湖岸のエコトーンについて話させてください。エコトーンは産卵期、それから産卵が終わってから稚魚が生息する場所として非常に重要な場所です。しかし、梅雨末期の増水を避けるためにあらかじめ琵琶湖の水位を下げている水位操作を行っています。さらにこの頃あまり雨が降らないことも一因となって、水位が低下し、水辺のエコトーンが失われています。このことによって、特にその時に産卵期が集中しているコイ科の魚が非常に大きなダメージを受けていると考えられます。これはかなり説得力のある話ですが、実は他にもいろいろな要因が含まれていて、本当に梅雨が来る前の減水が生態系に影響しているのかはわかりませんが、その疑いが非常に高いことが明らかになっています。

その次に淀川の樟葉地区を中心とした紀平委員の説明に関してですが、やはり同じように、春から夏前にかけての増水の時に河川敷の砂州にも水が入ってきて、そこにコイやナマズが産卵のためにやってきます。

西野委員のお話も紀平委員のお話も、琵琶湖、或いは淀川の下流域の話なのですね。琵琶湖の沿岸、それから淀川の下流域にいる魚というのは、ナマズは違いますが、主にはコイ科の魚です。ナマズもやはり、いわゆる温帯モンスーン地域の魚です。その魚たちは、要するに梅雨の時期にエコトーンに入って産卵して、しばらくそこで過ごして、稚魚が育っていきます。現在の水位管理は、どうもそのタイミングを奪っているという内容の話でした。

ただ、今は下流域の魚であるコイ科の話になっていますが、中流域、或いは上流域で何が起きているのかについては抜けている気がします。例えば、アユなどの魚にどういうことが起きているのかという話です。日本全国の川を見渡しても、中流域それから上流域の問題もやはり大きいと思われる。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

それでは、猪名川部会の進め方について審議を行いたいと思います。資料 1 - 2、2 ページ目にあるように、10 月 24 日の委員会で一応のアウトプットをつくることになっています。デッドラインの 10 月 24 日を前提にして、猪名川部会としても、私たちのまとめをきちんと整理していかなければいけません。最終的なまとめは運営会議で行われますが、一応委員会で一本化して、その中に各部会の中間とりまとめも全部織り込んだ形で最終的なとりまとめにする方向で動いています。

但し、それぞれの部会特有の問題があるので、一本化できない部分に関しては、例えば猪名川部会では「この問題は特殊な問題だからこのように扱って欲しい」と提言する形で、その中に織り込んでいく方向で考えています。

今後の予定としては、まず皆さまの都合が一番合う 9 月 21 日の土曜日に現地での対話集会を行います。10 月 1 日の夕方には、第 14 回猪名川部会を開催したいと考えています。さらに運営会議が 10 日にあり、全体の方向づけがかなりはっきりしてくると思われるので、それを受けた形で第 15 回部会を 10 月 17 日に開いて、私どもの部会として意見具申、或いはその方向づけというものをしたいと予定しております。10 月 24 日が委員会ですので、1 週間ほ

ど前でないと私たちが提案したとしても庶務でのフィードバックがきかなくなってしまうから、1週間前に部会を開くことにします。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

口頭だけではなく、資料3-1もあわせて部会の進め方について説明してもらえないでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

では、資料3-1をご覧頂きたいのですが、先ほど米山部会長がおっしゃられましたように、委員会の大きな流れとして、9月12日の第14回委員会で主要な論点と最終提言の素案を検討する予定です。それに先立ち、8月27日に運営会議を開きます。最終提言の目次について大枠を検討して頂くのに加え、委員会の中間とりまとめをベースに、最終提言を委員会で一本の形にとりまとめたいと思っています。

中間とりまとめでは、各部会等において理念や方向性などが若干、部会や委員会で重複するような部分がありましたが、その必要な部分をそれぞれ部会から吸い上げる形で、最終的な提言として一本化します。

地域固有の問題等の記述については、必要な部分は各部会で考えて頂いた内容を盛り込む形をベースに考えていきたいと検討されています。いずれにせよ、8月27日の運営会議で、最終提言の目次や構成、或いは簡単な記述内容等について検討がされる予定です。

それをもちまして、第14回委員会で最終提言の素案というものが検討され、例えば委員会のワーキングで検討する部分、或いはそれぞれの部会で検討する部分、というような形で振り分けがされる予定です。運営会議で決まった結果は、全委員の方にお知らせする予定ですので、第14回猪名川部会に向けて事前に検討して頂くなり、或いは部会で検討して頂く形で、部会の固有の問題や、是非とも委員会の最終とりまとめに盛り込みたい内容等、委員の方から提案して頂くという形で検討して頂きます。先ほど部会長のご提案では、さらにもう1回、10月17日に部会を開催し、最終的な確認をした上で、10月24日の第15回の委員会に提言をする流れで進めます。

あと、次の猪名川部会と現在の猪名川部会の間、一般意見聴取の試行として現地対話集会のようなものを開催してはいかがかというようなことが部会長の方から提案されていますので、9月21日という日程で検討して頂きます。

10月24日の第15回委員会では委員会としての最終提言のとりまとめを検討していくので、そこを1つのゴールとすれば、先ほどご説明した形の進め方が案として考えられます。以降は16回の委員会で原案審議の開始等々が予定されていますが、当面の目標としては、10月24日の第15回委員会をゴールとして進めていきます。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。ご意見、ご提案があればお願いします。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

運営会議と第14回委員会でそれぞれ各部会に指示事項が決定するということですね。本日は、猪名川部会の間とりまとめの深化ということで、治水関連の情報や資料等を河川管理者から提供頂いて、お話をお聞かせ願おうと思っています。そういった形で積み上げをしながら部会として中間とりまとめを深化させていく内容等と、運営会議で一本化していく最終提言との関係はどう考えておけばよいのでしょうか。前回から中間とりまとめ等に対する幾つかキャッチボールを行ってきたなかで、ある種の深化というか、レベルを高めようという形でいろいろ実践している、その結果をどのような形で最終提言に反映させるのかを教えてください。

庶務（三菱総合研究所 新田）

委員会から部会への具体的な指示事項の内容については、まだ若干の役割分担が決まっている程度です。目次構成等、最終提言の概要が見えたところで、どういう部分を部会の方におろしていくのかが具体的に見えてくると考えています。

現在、中間とりまとめの深化ということで、皆さまに議論して頂いていますが、例えば治水について、どういう形で全体の最終提言に盛り込まれるかを考えると、1つの解釈としてはいわゆる具体的な検討の部分が理念や方向性の補強のような形で、より説得力のある、具体的な方向性なり理念として組み込まれることが考えられます。

例えば、狭窄部の取り扱いなどについて全体の方針への反映といいますが、猪名川でのケーススタディーを普遍的に全体に拡大していくことも考えられます。もう1つ、全体の目次構成が最終的にどういう形になるかは決定していませんが、流域全体の方向性というパートと、例えばそれぞれ地域固有の問題、或いは地域の特色が出ている部分について、後半の部分でより詳細に記述したパートを設けることも考えられます。

その場合には、猪名川のパートというようなものが生まれる可能性があり、猪名川の担当部分でより詳細に検討はされると思います。或いは、中間とりまとめのより詳しい内容といいますが、より具体的に深く検討された内容が各部会の部分の方に織り込まれることが考えられます。

いずれにせよ、全体のとりまとめでどの辺りまで具体的に書くか、例えば地名なども具体的に書くかというところは、8月27日の運営会議の方で詳しく検討する予定です。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

せっかく猪名川部会でも、中間とりまとめに関する河川管理者との意見交換をし、分野別のワーキンググループをつくったわけです。そこで気になったのが各ワーキングの機能や運営の方法、またタイムスケジュール的なものも気になったのでお聞きしました。

本多委員（猪名川部会）

庶務から、個別のダムや施策まで検討するかどうかという話がありましたが、初期の段階で国土交通省の方から発言がありましたように、流域委員会が最終提言に書き込んだことに

ついてはやりますと、やるなということであればやりませんというふうにはっきり言われてきています。流域委員会としては、ゲタを預けられたことになることも随分、議会の中の議論としてあったと思います。

今の発言を聞いていますと、随分内容が後退してしまったのかという気がします。私たちもゲタを預けられた以上、例えば余野川ダムの問題についてもやるのかやらないのか、結論は出す必要があります。これは国土交通省の方が言ったことです。個別の問題もきっちり話をしていくことになっていたはずなのです。ですから、それが今の庶務の発言では、いつのまにかそのような姿勢に変わってしまったのかと思わざるを得ない部分があります。次回の運営会議できっちり話し合われるように、お願いしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

今の本多委員のご指摘ですが、若干誤解があるといけませんので、補足的に説明させていただきます。今後は、最終提言を受けて河川整備計画案がつくられる審議の段階で、それぞれ個別のダムや施策について、これは河川整備計画に書くべきだ、或いは書かないべきだという議論がされていくとご理解頂ければと思います。

最終提言と書いておりますが、これは原案をつくる前段階の委員会からの提言としての最終的な形に近いものです。それを受けて原案を作成して頂き、それについて審議をします。その審議の段階で個別の事業ですとか、或いは具体の箇所での施策の是非などが検討されるという流れになっています。従って、決して具体的、個別的な事業を流域委員会で検討をしないというわけではありません。

本多委員（猪名川部会）

ありがとうございます。

この資料1-2の5ページのタイムスケジュールを見ますと、1カ月ほどで私たちは最終答申を出して、殆ど2カ月程度、委員会のペースでしますと2回程度という議論になるかと思えます。非常に短い議論の中で、私たちに重要な課題を最初に言われていたわけですので、解決案が見つかるか少し心配もあります。

これだけの期間の中で、猪名川部会では狭窄部、ダム、水質や環境など話し合うべき問題がたくさんあります。この段取りでよいのか、若干疑問があります。最終答申の中に我々の意向を反映させるためにも議論を詰める時間がもっと要るのではと思います。

矢野委員（猪名川部会）

猪名川部会のフィールドワークに関することですが、その中で「猪名川の水道水は汚いので飲まない」という意見があったと聴き、私は水道屋として非常にショックを受けています。一庫ダム等々からのダムの水でカビ臭い匂いが出たことが一番大きな問題だと思われませんが、恐らくそれを除けば決して飲めない水ではないと思います。

もう一つ、委員会の水位管理ワーキンググループの意見で、水質の関係が抜けているとありましたが、確かに論議がされていない気がします。例えば水に親しむということひとつに

しても、実際に子供が川の中に入って遊べるか、それから川の水を間違えて飲んだとしても大丈夫かということになると、やはり水質の問題をどこかに入れて頂く必要があると思います。その辺りも考えた提言をつくっていかざるを得ないのではないのでしょうか。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

ありがとうございました。

水需要のワーキンググループには水質に詳しい宗宮委員に入ってもらい、水質問題も扱うことになりました。私は森下委員に入っただけですと言っているのですが、タイムスケジュール的に無理とのことなので無理強いはできないと思っています。部会でも、猪名川として水質の問題はどこかで触れていかなければいけないと思っております。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

先ほど本多委員から、河川整備計画原案の内容の審議期間が本当に十分かどうかといったことご意見があったことを運営会議に伝えさせていただきます。

細川委員（猪名川部会）

最近あったことでご報告したいことがあります。実は、知り合いの方から、私が猪名川部会の委員をしているので話を聞きたいと連絡があり、8月にお会いしました。その方は神崎川の水質を浄化したいという活動をなさっている方で、猪名川部会の今までの検討の様子を見て、「特に神崎川については何のご意見も出てないようだけど」というようなご質問をされたのです。

その時は、こちらの事情としては、国土交通省の方からの課題が大変難しく、そのことに関してだけでも随分勉強をして、努力しているような状態ですとお話ししました。

流域委員会では意見聴取会を開いているにもかかわらず、頂いた意見について委員会で検討する機会が殆どないのが現状です。せっかく頂いた意見を、どのようにこの最終答申の方に反映していけばいいか、検討する必要があると思います。質問をしてきたお方には、「決して伺った話を無視はいたしません」とお話ししましたが、確約できるものでもありませんし、伺った限りは、何らかの形で検討して加えていくという努力もしたいとは思っています。ただ、こちらにも答えようがなく、少し歯がゆい思いをしたことをご報告いたします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

大事な問題を指摘して頂いてありがとうございます。

一般からの意見について、この流域委員会で取り上げて議論したことが殆どない、と言ったら少し言い過ぎかもしれませんが、確かにそうなので、部会も回数が限られてきていますが一度是非取り上げてみたいと思っています。

実は、猪名川部会で頂いた資料を積み上げたらこれくらいあるのです。今朝も資料を分類したのですが、すっかり錯綜してしまいました。本当に誠実に、ご発言に対しては聴き置くだけではなく、回答ができるような姿勢をとっていきたく、もうあまり日はありませんが

考えています。

畑委員（猪名川部会）

本多委員のご意見とも関連するのですが、このワーキンググループ等で河川の自然の保全が問題になっていますが、水田等においては自然の保全がありますし、子供たちにとっても用水路の水が十分保全されることが大事であると思われます。渇水期の話は別として、平常時においては、そういう非常に広がりのある水域の、水の確保という問題も検討されるべきだと思います。この部会、ワーキンググループにおいてもそういう議論がされているのかどうか、その辺りをまた教えてください。一般の皆さまのもっと身近にある、水域の確保も検討しておきたいです。

畚野委員（猪名川部会）

時間的スケジュールで本当に課題が多いので、どうしたらよいかは1つの悩みだと思います。余野川ダムの問題についても、後の段階で本当に十分時間がとれるのかはやはり大きな問題だと思います。私は猪名川部会の中の治水のワーキンググループに入っていますが、ダム利用の目的は利水の目的で、水需要の問題等はもう全国全般的に、やはり今までのフルプランなどの過大需要などは否定できないと思います。

今まで流域委員会において、水を守る側の立場として大阪府の方のご説明がありましたが、猪名川は大阪府の水道局関係の説明だけでは不十分で、阪神水道企業団のデータを抜いては議論ができないと思います。水需要予測の問題については、阪神水道企業団の方にきて頂いてきっちりお話しして頂くことを要請したいと思います。

本多委員（猪名川部会）

3月頃だったと思いますが、中間とりまとめ作成にあたっては個別のことを議論せず、全体的な理念的なことを議論しましょうという話がありました。しかし、先ほども言ったように、その時に国土交通省が言ったのは「整備計画に書き込んだものはしますけど、書き込まないならそれはしません、そして流域委員会の意見は尊重します」ということでした。「参考にします」ではなかったわけですね。ダムの問題についても、個別の問題として集中する時間が要りますねという話をしていた時に、それは中間とりまとめが終わってから時間をとってやりましょうというのが、その時の米山部会長のご発言だったと思います。

このままだとダムの問題について話すのは時間的に無理なのではないでしょうか。またワーキンググループで議論することも必要かもしれませんが、市民も関係者の方々の関心もかなりある議論ですので、このような公開の場で一般傍聴者の皆さまから意見を聴取しながら議論していく必要があるはずですし、そういうふうにやりましょうを米山部会長は答えてくださったと思います。しかし、このような議論をするには、少しこのスケジュールには疑問があります。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

スケジュールは10月24日を念頭に置いて考えたものですから、どうしても無理が出てくるのだらうと思いますが、できるだけ議論をきちっと詰めていくようにしたいと思います。今のところ、他の部会に比べますと私どもの方は回数が少ないですから、場合によってはお忙しい委員方に申し訳ないですけど、部会の数を増やすのも1つの方法という気もします。

その辺は、池淵部会長代理ともよく相談して、私どもで考えてみたいと思います。取り敢えず、今のところはそのスケジュールだけは予定して頂いて、追加の会議が幾つかあるかも知れないと考えて頂ければと思います。

それから、せっかく猪名川部会としての論点別検討班、ワーキンググループを3つつくったにもかかわらず、今日の部会に来ているのは、私が入っている利用・環境ワーキンググループのメンバーでは私と松本委員リーダーだけです。ワーキンググループも下手をすると有名無実になってしまいかねません。そういうことも含めて、議論を詰めていくことを真剣に考えています。

本多委員（猪名川部会）

そういうふうに米山部会長の方からおっしゃって頂いて非常にありがたいです。猪名川部会のワーキンググループの進め方については、庶務の方に議論する場をつくって頂きたくお願いします。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

委員会の方でダムワーキンググループが設けられました。特にダムワーキングを進めていく上で、少なくとも水位管理ワーキングと水需要管理ワーキングでの進捗状況も見ておきたいという気もしていました。ダムワーキンググループで少なくとも中間とりまとめの内容を超えた議論をすれば、どこまで議論できるのか、少し展望を描いてみたいという気もしております。

と言いますのは、少なくとも、現在計画、建設されている個別のダムの議論の前に、まだ議論しておかなければならない内容が非常にあるということも考えております。

例えば緑のダム。どういう効果を持ちどういう形のもので調整するのか、まだ十分な理解もできていません。それから、水需要管理。その水需要管理の中でも、本多委員がおっしゃるライフスタイル、600億tもの仮想水需要を我が国が輸入しているということがあります。そのような事実関係も全然語らずして、というようなことがいっぱいあるわけですよ。

ですから、10月24日までに、どの程度のどういう内容をダムワーキングの展望として描き議論するかを、このメンバーを含めて、少なくとも最初は語らせて頂きたいと思います。そして、これは委員に対しては公開ですので、ワーキングに出てきて頂いて発言をして頂くという形で参加して頂きたいと思います。

本多委員（猪名川部会）

委員会の方は他にもダムを抱えていますので、全体的な議論をされると思います。我々は1つだけですが、その1つを抱えているわけですから、ダムの議論イコール1つの個別の議論となってきますので、うまく連携しながら、情報交換、情報共有もしながら議論を並行して進めていければ、どちらも同じような方向で議論が進んでいくのと思いますので、私たちも急ぐ必要がある気がします。

畚野委員（猪名川部会）

部会の開催についてですが、回数を増やすことは、委員間の調整が難しいことが多いと思います。それよりも1回の部会で1時間延長といったことを検討して頂いたら、できるだけ協力したいと考えております。以上です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございます。それでは、次の話へ移りたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

では、猪名川流域での既往4洪水を想定して、洪水の状況、今現在の猪名川の治水の現状について、ご説明をさせて頂きたいと思います。

堤防の高さは現状のままということで、過去の4洪水の事例を紹介させて頂きます。

これは昭和28年9月の洪水で、猪名川の歴史では、主だった既往4洪水のうちの1つです。この時は桑津橋の中間の橋桁が流されました。また、中の島、今現在堤防がありませんが、この部分の浸水が生じました。伊丹市の下河原地区、これは支川ですが、内川の付近の浸水状況です。多田盆地も浸水しました。ここらが、今説明しました中の島地区です。

次に、昭和35年8月の洪水です。これも、上流の多田盆地で浸水したということと、それから、川西池田地区の箇所、この絹延橋の橋桁まで水がかぶったという状況です。

さらに下流の、猪名川と千里川の合流点です。これは猪名川で、千里川も流れていますが、ここも遊水池のような状況となりました。

これが昭和42年7月の洪水で、川西市寺畑でこういう状況です。また、豊中市の下流につきましても小橋が流されています。千里川の下流の部分でも、橋が被害をこうむっています。多田盆地、ここが今の川西池田地区です。

これは昭和58年9月の洪水で、これも上流の多田盆地が浸水しました。それで、絹延橋です。今現在、川西地区での橋ですが、余野川との合流点直下の部分の、これが絹延橋の橋のすれすれまで来ました。35年につかった時は、この橋桁までつかったそうです。

これは銀橋の直下流の、能勢電鉄が高架にしていますが、ここの橋桁のぎりぎりまでのところから、下流を見た状況です。

このように4洪水を見て頂きましたが、「中間とりまとめ（治水：委員会）」では、「1. 今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。即ち、人命が損なわれることなく、また、家屋等の資産の損失は可能な限り少なくすること」を目標に掲げてお

ります。「2. そのためには、堤防回避対策の実施が必要である。また、洪水という自然現象を対象とするため、破堤回避の対策は万全でないことを十分認識し、万が一に備えて危機管理を行う必要がある。」「3. 破堤回避対策を実施した場合、降雨状況によっては、ある程度の越水を想定する必要がある。こういった点に考慮した、したたかな街づくりを進める必要がある。」また、「社会制度上の対応策の検討が必要」という検討でした。

上下流の問題、狭窄部の開削等については、「それぞれの地域の地理的・歴史的経緯や環境の保全等を踏まえ、総合的に見て最善となる対応を常に考える必要がある。」委員会の方の中間とりまとめです。

我が猪名川部会につきましては、「1. 目標となる洪水流量に対して無害とすることから壊滅的な被害を防ぐこと（人命の損失・家屋の流出）へ転換し、氾濫、浸水を前提とした減災対策を行う」べき。また、「2. 堤防の強化（下流部未整備区間の整備）」 - - 無堤地区は川西地区、それから、堤防の高さが不足している地区はJR神崎川橋梁、これはこの前の12回部会の時に確認させて頂いたのですけれども、ここの堤防強化。また、「（既存整備地区の破堤回避策の実施等）を行う」べきだということ。それから銀橋の部分ですが、「3. 狭窄部については原則として開削は行わず、狭窄部上流の浸水対策を行うことが望ましいが、開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部の洪水時の被害状況や整備コストの比較を行うべきである。」

こういった感じで、委員会と部会との中間とりまとめでは対比が見られます。そこで、中間とりまとめを受けて、私どもが今後の治水の基本的な考え方をどうするのかをまとめさせて頂くと、次のようになります。まず、「壊滅的被害の回避を最優先」に行う。一方で、無堤地区（川西池田地区）から拡散型氾濫で下流（尼崎市等）は浸水する。また、先ほど4洪水を見て頂きましたけれども、やはり「銀橋上流の多田地区は浸水常襲地区」になっています。それで、壊滅的被害の回避（破堤回避対策）・無堤地区の解消（堤防築堤）・浸水常襲地区の浸水被害の軽減を図ることで、これからの治水の基本的な考え方であろうと思います。

これも1度説明させて頂きましたが、「破堤条件の設定破堤の考え方」。破堤の要因として越水・浸透・洗掘と。破堤とは洪水や降雨により、堤防が耐えられなくなり堤防が崩れてしまうことです。

次に、破堤の要因を分類したいと思います。最初に「越水」です。これは、川の水が堤防の高さを越えてしまつてあふれてくると、民家のある方の堤防が崩れる状況です。「浸透」とは長い期間堤防自体が、要するにこの水位の加減で水を含んでもろくなり、耐え切れなくなってつぶれてしまう状況です。「洗掘」は、川の流れが速くなることで堤防が削り取られて、崩れていく状況です。

破堤条件の設定といいいますと、やはり水位上昇と堤防の形といいいますか、高水敷までは、たくさん堤防幅があるということになると、危険度の度合いが薄く、さらに水位が上昇しますと、危険度、破壊の危険性が高くなります。

少し見にくいのですが、越水、浸透、洗掘となると、川西池田地区はまだ無堤ですので、ここから越水します。1倍1.2倍の外圧を加えても問題ないのですが、1.5倍くらいの外圧を加えると、猪名川の堤防でも越水、浸透、洗掘という状況があらわれます。

猪名川の治水の特徴は、先ほど言いましたように、上流の狭窄部、川西池田の無堤地区、さらに JR 神崎川の橋梁においては堤防の高さの不足です。狭窄部から流れて、段丘、扇状地で、こちらから拡散して、無堤地区から流れた場合は、尼崎の方まで拡散していくことがわかると思います。

狭窄部とは銀橋の直上流です。昭和 58 年の洪水を見て頂きますと、こういうふうな状況で浸水をしております。

川西市につきましては、昭和 35 年、ここがまだ堤防がありませんが、この辺りの民家も全て浸水したということで、今、計画中ですが、堤防をつくることになっています。下流部の堤防高さでの不足、これも現地に見に行ってみました。新しいのはよいのですが、中間にあります橋桁がこれだけあって、こういう状況です。堤防の高さが不足しているところです。猪名川におきましてはこういう治水の特徴があります。

もう一つ、上流で、洪水を調整するための一庫ダムがありますが、現在、暫定的な運用を図っています。と言いますのは、多田盆地がかかるということですので、一庫ダムにつきましては被害を少しでも少なくする働きが求められます。特に中小洪水につきましては、ダムに流入してくる流量が毎秒 150m³ 上回る洪水をためて、150m³/s は流すという調節をしております。大きい洪水、毎秒 150m³ という一定放流をしていますが、ダムの貯留が満杯になると、流入してきた量については、やはり流入イコールダムから放流ということになります。

これから既往 4 洪水のシミュレーションをしますが、昭和 28 年、35 年、42 年、58 年を見ますと、やはり基準点を想定しておりますが、小戸地区については、28 年の台風では 1,080 m³/s、35 年は 1,660m³/s、42 年は 1,210m³/s、58 年は 1,260m³/s となっています。こういう計算でのピーク流量を想定しております。

昭和 28 年は流域全体に満遍なく雨が降りました。あくまでも、現況の河道でのハイドログラフです。銀橋上流では 10ha の被害があったということです。地図にあるこの青いのが一庫ダム、ダムサイトで、150m³/s は放流していますが、この分が満杯になったという位置付けで、流入イコール放流という状況で、小戸地点では 1,080m³/s のピークを迎えています。

昭和 35 年 8 月は、上流で降ったのですが、1 回雨が小降りになり、さらに追っかけて雨が 2 回続けて降って、降雨量が二山になっているといます。上流域についても、多田地区は浸水しています。小戸の無堤地区につきましては、先ほども写真も見て頂いたのですが、ここから氾濫いたしまして尼崎まで浸水している状況です。昭和 42 年を見ますと、小戸の二地点でゲリラ的に降った状況です。

この時点では、1,210m³/s の小戸で流量が見られました。昭和 42 年 7 月ですから、ダムの効果が出て、上流で多田地区では浸かっていますが、コントロールされて下流には被害が生じていません。

昭和 58 年にも、大路次川の上流で局部的に降ったのですが、これも上流の多田だけが浸水して、1,260m³/s、小戸で降った状況です。

昭和 28 年 9 月、今現在説明した 1 倍では上流の多田地区が浸水しましたが、仮に外力を 1.2 倍にしますと、やはり下流部、銀橋の直下流、川西池田から越水して被害をこうむったということです。さらに、1.2 から 1.5 倍をしますと、上流はもとより、下流においても洗

掘浸透が生じています。想定ですが、1.5 倍で銀橋下流で 3,780ha、さらに 1.8 倍にしますと 4,670ha。ざっと 1,000ha くらいの被害が増大しています。さらに 1.8 から 2 倍の外力を加えますと、今度は下流につきましては 5,460ha ですから、約 800ha ほど、1.8 から 2 倍になると被害も大きくなるという状況です。このように外力を加えますと、今現在、2 倍からこういうふうな状況が把握できる状況です。既に上流が浸水している状況ですね。

今の状況で、4 洪水、また昭和 28 年が全流域に満遍なく雨が降りました関係上、昭和 28 年を引き延ばして外力を加えたということで、2 倍まで外力を加えますと、こういう被害も想定できます。

続きまして資料 4 - 2「猪名川直轄区間の水防団の現状」について説明します。淀川では淀川の右岸、左岸の特別な水防団、大和川につきましても水防団という特別な水防団をお持ちですが、猪名川については、各市を聞いてみますと、水防団という単独の水防団等は存続せず、現在消防団の方がその任務を負っています。例えば尼崎市では、市長が本部長で、指揮命令が、消防団が水防団に変わります。この下の矢印、この間が市の職員による水防団の活動です。県から市へ流れてまいりますと、市長が招集して水防団を編成しています。さらに、赤で囲った部分は、その市から各自治体の住民の方が、尼崎につきましては機動隊という名前をつけて頂いていますが、消防団が機動隊ということで、第 1 から第 6 の 6 分団の機動隊として巡視等々に従事して、水防活動も行ってやって頂いています。このように、猪名川流域では消防団が水防団を兼ねています。

水防団の資材、器材等につきましては備蓄倉庫等があり、常にいろいろな水防工法を想定しています。各消防団の方が水防団になって頂いて、毎年この出水期前に訓練をし、万が一のことの備えに日夜訓練を重ねて頂いている状況です。団員には資料にある「水防テキストブック」という冊子をお配りしています。冊子は、漫画のようになっておりますので内容をよく理解して頂けると思います。

次に話題提供として、資料 6 をご覧下さい。猪名川で昨年に続き今年も湧水対策に入っております。これが一庫ダムの貯水位の曲線ですが、出水期を迎えれば、6 月 16 日から 10 月 15 日、ここまで水位を下げるということです。出水期につきましてはここまで上げる状況です。現在、19 日現在の一庫ダムの貯水の水位曲線を見て頂きますと、もう 50%を割っている状況です。現在、グリーン色で、以降、雨も少しは降るのですが、それには追いつかずにとんとんと貯水量が減っております。つきましては、8 月 12 日から取水制限をさせて頂きまして、上水は 10%、かんがい農水も 10%の制限をかけております。この制限をかけないと、9 月 10 日くらいで空っぽになってしまいます。現在 10%の制限水位を行うますと 9 月 23 日まで延命するという状況です。平成 6 年と比較して頂きますと、ほぼよく似た状況で水位の低下が生じています。前回、平成 6 年につきましては、50%から第 1 制限水位を行いまして、35%の時に第 2 の制限水位を行いました。上水は 20%、農水も 25%の制限水位を行ったこととなります。35%になると、委員会を招集し、今後の状況を検討することになっております。これは 12 日に制限水位をさせて頂いた時の状況で、各取水をされているところの水道並びに灌漑についても、各場所の水利組合、それから多田の浄水場につきましても 10%の規制をかけるということで、私どもが立ち会いのもとに制限しています。

今、一庫ダムからの上流を見て頂きますと、50%くらいの状況です。上流の田尻川や大路次の上流を見て頂きますと、青々としているような、緑の草も生えてきている状況です。こういう状況で、今現在、渇水の状況に入っているという最新の情報です。以上です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。今のお話に関してご議論頂きたいと思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

どのような形で破堤を回避できる堤防ができるのか私もよくわからないのですが、どういう区間でそういう施策を導入すれば、どこまで被害が軽減されるのかといったアウトプットというのは出すのは大変ですか。前回、猪名川部会として少しお願いしていたと思います。我々もどのような形で計算すればよいのかよくわからず、被害軽減のための工事費用の計算をしてもらえないかというお話をさせて頂きました。今日のプレゼンテーションでは、破堤の要因とその箇所、その広がりなどを見せて頂いたのですが、破堤を回避する堤防強化を行った場合は、どのような状況が想定されるのでしょうか。そういう計算は難しいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

前回も今ご指摘のようなお話がありましたが、今一生懸命現状を踏まえて鋭意努力させて頂いています。堤防を強化するためにどのような工法があるのか、全体に堤防を覆ってしまう工法、堤防の真ん中に矢板を立て込む工法、また矢板の中に薬液を注入して固めるなど、いろいろな工法があると思いますが、現在は工法を検討している状況です。さらにどこまでの水位の高さで強度を図るのかというようなファクターもあり、たくさんメニューを紹介しなければならないので、今回お見せできませんでした。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

要は破堤しないものができたと仮定して、越水だけでどれだけ被害が出るかということによるのでしょうか。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

我々も簡単に破堤回避と言っていますが、どれくらいの区間を想定しているのか、現況の河道はもう掘ってもらっては困るということで、現況河道で堤防の高さも今以上上げないという中で、破堤をしないという方法でやった時には、越水がどれくらい軽減され、水位が広がるのが実際計算できるのかどうか。

例えば川西池田地区は、無堤地区であるので浸水は拡散型ですと広がっていきます。また、先ほどお見せ頂いた形で、堤防が足りない区間が幾つかあるというお話もありました。そういったところを先に整備して、それから他のところの堤防を強化して一向に壊れないようにするのか、堤防強化の区間をどういう形で整備していけばいいのか、幾つかの組み合わせメニューが当然予想されます。前は少し抽象的に言ってしまったもので、我々も考えを

整理してお願いしたのかどうかは、少し微妙なところですよ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

池淵部会長代理の意見については、我々も同感です。1つは、破堤しないと軽々に言っていますが、あくまでもしにくいということです。「破堤しないと仮定したら」ということです。どれくらいであれば破堤しないのかという議論になると、話がもとに戻ってしまうところがあります。スーパー堤防以外は破堤します。現実的に絶対破堤しないという「絶対」をとって、破堤しにくいという形の堤防ができた時に、もしも破堤しないと仮定したらということで、現状について全く堤防の高さをいじらないでやるというのが1つのパターンとしてあります。

その中に、委員がおっしゃるように、ここだけを強化して、ここを破堤しないとすると、他のどこかが破堤するののかという問題が出てきます。バリエーションを考え出すとかなり出てくると思うので、できるところまで、考えられるところまでお示ししたいと思います。振り出しとして、堤防が破堤しないと仮定した現状で、要するに越水の部分だけで被害を見てみることはお示しできると思いますが、それでもよろしいでしょうか。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

田中委員、どうですか。

田中委員（猪名川部会）

もう1つ、今、川西池田地区に無堤区間がありますよね。無堤区間にもし堤防をつくったとしたら、その時にどうなるのかというシミュレーションと、それから今日の話は昭和28年の1倍から2倍までのシミュレーションをして頂いたのですが、現状の河道で川西池田地区に他の規格と大体合わせたレベルで堤防を築いたらどうなるのか。もう1つが、やはり銀橋の狭窄部を開削した時にどうなるのかというものです。もし破堤しないという工法・工事ができたとしたら、どういうことが起こるのかというのは、次のバリエーションだと思いますよ。

多田地区の銀橋狭窄部、それから川西池田の計算ができて、恐らくその次には、一番危険なところにスーパー堤防をつくる。スーパー堤防をつくったら、その次に弱いところが出てきますよね。次に弱い箇所が出てきたら、また漏れないように補強を繰り返していると、いずれ財政的にも技術的にも破綻すると思いますが、妥協点を探る原点として、池淵部会長代理がおっしゃった、もし今の堤防が破堤しないとしたらどうなるのかを一遍試してみて、考える材料にしたいということですね。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

ただ、その時に、計算はどんどんやってもらうという形がよいのかどうか。こちら側もシナリオを考えないといけないですね。

例えば、4つの洪水のパターンを見せてもらいましたが、下流域に集中して降る、上流で

集中して降るなど、いろいろな雨の降り方があります。そこで一応、流域全体に降った昭和28年の降り方を対象洪水という形で絞ってみてはどうでしょうか。今、田中委員がおっしゃった、現在の堤防の高さで、すれすれに水が流れているという状況で1回計算してみたらどうなるかというのを私も少しイメージしていたのですが、そんなことはあり得ない計算でしょうか。その次は、無堤地区を現在の標準規格に上げた時には、当然、下流にまた流量増をもたらすので、イタチごっこをするのかもわかりませんが、銀橋の開削の前と、それから多田地区をどうするのかという形があります。多田地区はどのようなしぐさをして、先ほど見せて頂いたように、いみじくもこういう言葉を使ってよいのかどうかわかりませんが、常襲地区というお話をされていますが、一応、現在の堤防の高さはもう上げないという形で、計算はできると思います。事実としてそういう施工等ができるのかどうかは少しわかりませんが、現在の河道を掘削しないで堤防の高さで流した時に、堤防は天端まで壊れないとして、越水はどのようなものかという形のものを出すのは相当仮想になるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

1 つは、その辺をどういうパターンでやるかを、きちんと整理させて頂く必要があるのかなと思うのが作業的にはあります。

その前に猪名川部会においても、基本的には下流に負荷を与えることはしないという話は、解釈すれば、上で堤防をつくらないということですよ。今の川西池田のところ、下流に影響を与えない範囲での堤防のつくり方というのはあるのかも知れないのですが、そこを工事するということは、当然、下流に影響を与えるということなのです。それは、影響を与えるかも知れないけど計算してみろということですか。理想的にはやることはできますが、それを言うと多分、銀橋の部分はどうするのかという話が最後には出てきて、話がぐるぐる回ってしまうと思います。

基本理念は置いておいて、試しに計算して、それを参考に最終的な判断をしたいという考えでしょうか。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

下流への負荷をこれ以上与えないということが、セットで可能かどうかというのは至難のわざですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

物理上間違いなく、幾らかは下流に負荷は与えますが、下流側が許容できる、言うならば、全部掘り込み部分の流量であるならば、スーパー堤防と同じ状況ですから、その部分は上がってもよいという解釈はできると思います。ここの堤防は十分幅が広いから、浸透とかを考えると、破堤しにくいと言えるだろうという評価の上で、ここまで上げてよいということではできるとは思います。いずれにしても、川の中の流量は上がるということです。当然、数字的には絶対増えている形にはなりません。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

猪名川部会ではスーパー堤防の発想はありませんが、破堤回避ということは言ったものの、どういう形でやれるのかどうか、その工法については我々にはわかりません。

こういうテーマに対して、淀川部会でも破堤回避ということを行っていると思いますが、淀川部会はどうなのですか。淀川本川と猪名川とは、相当性状も違うので同じようには語れないとは思いますが、具体堤なワークはあまりしないで、理念をどんどん展開していくことになるわけなのですか。少し我々の方が踏み込み過ぎているのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私どもとしても、その辺の議論をして頂かなければならないと思っています。現在の状況で破堤しないとした時の浸水被害は、基本的にはお示しできると思います。ここに堤防をつくった時にどうなるかという話は、第1に基本理念からは少し外れた話になるという条件のもとでケースを設定していけば、ここだけは破堤しない堤防をつくって、そこをどうするか、その時のケースはバリエーションが複雑にあるので、それはきちんと整理して頂ければと思います。

畑委員（猪名川部会）

河川管理者サイドで基準点の計画高水量を全部押さえられているわけですが、全河川沿いに、それぞれのポイントで何年に一度の流量まではもつといった図式は可能なのでしょうか。それがわかれば、どの時点でどれだけの規模の流量まで耐えられるのかというのが明確になってきますので、それぞれの河道区間で降雨規模に応じた、また、将来的に発生するであろう流量に応じた河川整備というのが可能になってくると思います。それぞれのポイントの疎通能力というのは、容易に判定できますし、発生確率に応じた河川流量も、流出モデルを用いれば、容易に推定できると思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

それは大分以前の部会で出ています。それぞれの直轄区間で出して頂いています。疎通がどうで、それを越えるものについては、条件でどういう形の時に破堤するか、破堤の原因はどうかとかいう形のは、出して頂いています。

畑委員（猪名川部会）

そうしますと破堤が予測されるポイントもはっきりしますし、河川の各ポイントの位置付けというものは、確率表示で表現して頂いたら非常にわかりやすいのではないかと思います。問題は、現在、洪水発生間隔がどんどん短くなっているとの報告があり、つまり従来の100年が50年になっているような降雨の変動傾向等が認められることです。

そういう問題は別としまして、現状における計画基準年は、従来の河川管理者サイドで実施されてきたものを、基準点だけではなく、全水路沿いにそういうものを表示し、公開するような形にしておけば、住民としてもこの地点については100年に一度は洪水を覚悟しな

ければいけないのだなという認識で生活することができると思います。

本多委員（猪名川部会）

資料4-1について質問させていただきます。昭和42年の洪水は、全体的に雨が少なかったように思われるにもかかわらず、被害が非常に大きいですね。これはどうしてですか。昭和28年、昭和35年から見れば高度経済成長期ですので、護岸も随分しっかりしたものになったのではと思われませんが、一番被害が出ていて、まさに甚大な被害というのではないのでしょうか。

あと、一庫ダムが通常運用を始めたのは昭和何年ですか。昭和58年には、既に一庫ダムはあったのでしょうか。それからもう一つ、昭和58年のこのような状況をどのように理解するのか。これは我々の理念からずっと議論してきました、したたかな状況というのは、昭和58年の状況を見た時に、どのように見るのかというようなことがあると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

一庫ダムは昭和58年完成です。

本多委員（猪名川部会）

9月の洪水の時には、通常運用がされていたのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

運用しているそうです。

本多委員（猪名川部会）

昭和42年は何故こんなに被害が出たのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はっきりしたお答えではないかもしれませんが、20ページを見て頂きますと、上の方に雨量コンターが書いてありますが、非常に集中的な雨が降っているのです、これで被害が多いのだらうと思います。昭和28年は満遍なく全域に雨が降ったということで、洪水を考える場合に、基準になる場合が多いです。昭和42年は集中的な地域における雨だったということが言えるのではないかと思います。すみません、これはきちんと解析をしている話ではないので、推測にとどめさせていただきます。

3つ目の、昭和58年をどう考えるかについては、どちらかという私どもの方が委員の皆さま方にお聞きしたいです。

本多委員（猪名川部会）

昭和42年が集中豪雨だったということですが、グラフを見る限りにおいては、昭和38年の方がもっと集中豪雨的だったようにも思います。昭和58年も集中豪雨的にピークがかなり

1ヶ所で迫っていますし、その後もずっと降り続けている状況だと思います。

どちらかというと昭和42年は、数値的に見ても、20ページのグラフの雨量を見ても、それから流出計算の値を見ても、25ページのシミュレーションの表を見ても、数値は随分少ないにもかかわらず、被害が甚大です。この理由がはっきりまとめられて原因が究明されていなかったら、私は問題だろうと思います。逆に言えば、今までやってきた河川管理のあり方について、問われるものがあると思います。昭和58年もかなりの雨が降っていますが、死者も負傷者も全壊流失もなく、半壊、床上浸水ということで、被害額20億円という算出も17ページにされています。

昭和58年までの間にダムをつくられたのも、恐らく昭和42年の経験を踏まえてつくられたのだと思います。そんな中で、昭和42年から見たら、昭和58年は比較的被害が少なかった状況とも見られると思います。これは河川整備の1つの成果なのかもしれません。

そうすると、この状況の中で我々がどう考えるかということから、対応を具体的に考えていけばよいのではと思います。まず、4回とも全部、上流の方は被害を被っているわけですが、その上流に対してどのように対応していくのかという問題があります。もし、この洪水の中でも町の機能を活かしていくのであれば、下駄履き住宅など建築物の工夫などによってカバーできる部分があると思います。そのためにも、建物の建てかえの支援をする予算組みなどの仕組みが要ると思いますし、そういうことをしていけば、多田の問題も解決をしていける1つの要素が出てくるのではないのでしょうか。現状のままいけば、多田はいつまでたってもどうしようもない、もしくは、狭窄部を開削しなければ対策がとれないこととなります。そうすると、また下流の方で問題が起こるといような、先ほど田中委員がおっしゃっていたように、こちらをやったらあちらが駄目だ、あちらをやったらまた次が駄目だといような、もぐらたたきみたいな状況が出てくる可能性があります。

この間、畚野委員に案内して頂いて多田の辺りを歩きました。銀橋より上流部分には、自然の豊かな状況がずっと残っています。洪水にあったという人で、この自然を守りたいという思いで努力されている方々ともお会いして、そういう環境も大切に残していく必要があると感じました。

私はこの間すぐその横を走りましたが、川から見ると自然護岸なのですが、道路の側から見ると、大都市という言い方はおかしいですが、スーパーや商店街などがあり、繁華街といえますか、人が集まる状況が片方にありました。非常に背中合わせの状況の中で多田の問題がある時、それをどうするかといういろいろな選択肢の中に、確かに狭窄部を開削するという方法もあるかも知れないです。しかし、その多田の暮らし方を変えていくための仕組みをどうつくるのか、予算をどう取るのかといようなことも考えていけば、狭窄部の開削以外の他の対応も可能ではと思いました。そのことによって、田中委員がおっしゃっていたような、あちらに行ったらこちらが駄目だといような、もぐらたたきの現象も、ある程度はフォローしていけるのではという気がしています。

今後治水を考えていくにあたって、この昭和42年の問題というのをしっかり明らかにして欲しいと思います。

松本委員（猪名川部会）

資料4-1「猪名川の治水の現状」19ページの見方ですが、加茂井堰のところで溢水したという想定ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

加茂井堰から下流ですね。今、仮に無堤地区と言っていますが、川西池田のところに堤防がありませんので溢水するという事です。

松本委員（猪名川部会）

かなりの範囲にわたって溢水するという前提ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

扇状地ですから、下流の尼崎まで水が流れていったという状況ですね。

松本委員（猪名川部会）

国道176号線が渡っているところに、洗掘というのがバツ印でついていますね。平成13年度現在では堤防が整備されてないから、破堤しても洗掘によって一気に流れ込むという意味なのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

この洗掘といいますのは、9km地点の右岸ですね。流速が速くなるので、流速2m以上という想定で出したものです。

松本委員（猪名川部会）

ここで破堤するという前提なのですね。その上流の方からずっと工事を進めてきて、工事は対象区間ではないのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

現在はここではありません。平成13年の河道で想定していますから、堤防はできていますが、護岸のない箇所もあります。

松本委員（猪名川部会）

ですから、今、工事を進めているのですね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

洗掘の箇所はまだ工事はしていません。

松本委員（猪名川部会）

3.4kmの藻川と分派した下流の方で、浸透とありますね。これは浸透による破堤ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

破堤です。

松本委員（猪名川部会）

そのようなことを全部想定して、これだけのことが起こるということですね。当初、破堤は避けましょうと、避けるための対策はしましよと言っていたわけですから、当然、我々の方針でいけば、176号線の9.0kmのところの洗掘は起こらないように、3.4kmの浸透による破堤が起こらないように工事をしてもらうことになると思います。それで、小戸地区の工事はそのまま進めてもらうことになると思います。そうした時に、被害は全然違うわけですね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

その状況を全て解決すれば、問題は違ってきますね。

松本委員（猪名川部会）

多田地区の溢水の問題は残るのですが、その上での被害状況が知りたいです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

先ほどから田中委員がおっしゃっている話と基本的には同じです。川西池田のところの堤防をつくるとすると、9.0km洗掘、3.4km浸透と書いていますが、ここだけで済むかどうかわからないというのをシミュレーションしなくてはならないのですね。9.0kmのところの洗掘で破堤しないとすると、その分下流に流れていくわけですから、その分どこかで破堤するというのをシミュレーションしなくてはならないのです。そういう意味では、もぐらたたきのように、どんどんケースが増えていくので、「ここここだけやれば話が全然違う」ということにはなりません。

松本委員（猪名川部会）

最初の話はそうだったと思います。その辺りの確認を踏まえてから進めてもらわないと、全体の理解にならないという気がしていたのですが、それならよくわかります。

本多委員（猪名川部会）

過去の被害状況というのは事実として出ています。それで、現在いろいろ工事をされて、その結果同じことが起こったらどうなるかというシミュレーションを見てもみると、殆ど銀橋上流の問題に絞られてくるだろうと思います。ただ、昭和35年の問題だけは下流部にも影響があります。そうすると、我々は議論をそこに絞った方が、本来、問題を解決するために

が一番よい議論になっていくのではないのでしょうか。

いろいろなシミュレーションをしていくということも、未来にどのようなことが起こるかわかりませんが、1つは昭和35年で問題がある点の対応をして頂くことが一番重要だと思います。その上で、上で越水していたから下流は何とかもっていたのです。上流をしっかりと整備すると、今度は下流で、危険箇所ではなかったところに危険箇所が生まれてしまう可能性がありますというのが、今の村井調査官のお話だったと思います。

昭和35年の問題は、「これをどう対応するのか」という話をしていけない限りは、先に進まないですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ここもまた、まさに流域委員会の理念論の話になります。壊滅的被害を避けようということは未曾有の雨に対して壊滅的被害を避けようということです。

今までの河川計画の基本的な考え方は、「これだけの水は下流まで流すようにしましょう」というものでした。しかし今度はそうではなく、どのような雨が降っても壊滅的被害を避ける方を先にやりましょうという理念転換がなされました。この流域委員会では昭和35年8月の場合はこうですよということを示したわけであって、これについて対処しますよという考え方ではなかったのではないかと思います。理念の話と実際にやる話のすり合わせの話になってくるのかも知れません。

これは1.0倍、1.2倍、1.5倍みたいな話を示していますが、この箇所に破堤しにくいものをつくるというのは、他の箇所を破堤しやすくしているような話です。ですから、もとの基本的な話に戻って、下流に負荷を与えるような、流量増を与えるような築堤は、基本的には後回しといたしますか、しないという話があります。ただ、それでは浸水被害が頻発しているところをどうするのかという問題として積み残されてしまいます。

ですから、9.0kmにいて3.4kmを手当てするということではなくて、手当てするならやはり、今度は優先順位の話と絡んでくるかもしれませんが、基本的には、全川を手当てした上で、上の築堤でしょう。すると、それをやるまで、上はあけ放しかという話があるので、そのバランス論が出てくると思います。

松本委員（猪名川部会）

具体的なイメージをつかむためには、何も昭和35年の洪水を無害化する、被害を食いとどめるためというわけではなく、例えば、越水はある程度しようがないとして、被害を最小限にというのが具体的なイメージではどうなるのか、壊滅的な被害を避けるための対処としては何があるのかということだと思います。今おっしゃられた通り、多分3.4km地点だけとか、軍行橋の辺りだけを整備したのでは駄目なのですね。ですから、ずっと全域を補強していかなくてはならないということになります。要するに破堤は避けましょうということなのですね。

そうすると、例えば、越水は認めて破堤は避けるという理念どおりに工事をしていくというのは、どれだけの工事をしないと駄目なのか、その被害がどれだけになるのかということ

がわからないと話ができないですね。

それから、最初の時に聞きそびれたのですが、被害総額の想定について疑問があります。例えば、銀橋上流で6,230人が浸水被害にあって、90haが浸水地域になると、それが950億円ということでした。この辺の被害額の想定はどのように出されているのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

どのコンターで、どこまで水がつかるといふ図面を起こし、そこに何世帯お住まいだということから算出します。

松本委員（猪名川部会）

世帯あたりの被害額というのは何か想定数があって、それを掛けて何世帯なのですね。例えば多田地区では常習的に浸水をしているため、浸水を想定して1階にはいろいろな物を置かないなど対策をとっている家もあるわけですが、それらは別に考慮せずに一律に計算されているのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

治水経済調査要綱というものがあり、その中で浸水被害を床上と床下に分けています。

松本委員（猪名川部会）

基準になる被害のマニュアルがあるわけですね。どこか今まで出された資料にはあるのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

お示ししたことはないみたいです。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

治水経済調査というのは公表されていないのですか。一般家庭とか、住宅でもいろいろ種類がある、といった違いは皆カウントできているわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

うる覚えでお答えできないのですが、都道府県などの地域差は考えています。構造物との差はわかりません。

松本委員（猪名川部会）

何故そういうことを聞くかということ、越水によって起こる被害額と、それを防ぐためのいろいろな手立ての工事費とのバランス、コストパフォーマンスも考えていく必要があると思うからです。被害額というのが、非常に膨大な膨れ上がったものになっているのかどうか、本当に妥当な被害額なのかどうかというのは、見きわめないと駄目だという視点が1つあり

ます。それから、越水したところで被害を最小限に食いとどめる対策もとれるわけですね。

例えば、田んぼや畑なら越水しても、被害額は低いかも知れないと思われますので、そこに水を持っていくということも考えられます。どのような形で被害を最小限に食いとどめるのかということも、いろいろ考えてみる必要があるので、被害額というのが非常に重要になってくることをご理解頂きたいです。

本多委員（猪名川部会）

先ほど村井調査官がおっしゃったように、もちろん、我々の理念という考え方の中には、やはり環境という問題も重視して入っていると思います。その中で、環境を大切にしながらも治水や利水を考えていこうということですから、例えば多田の上流部にも、自然護岸のある豊かなところもあると思います。そんなところも大切にしたいという市民の、一部の人かも知れませんが、環境も大切にして、できるだけ被害も抑えていこうというふうに考えています。

そんな中で、昭和35年の被害が大きいと、これをどのように抑えながら、環境も守っていくのかという方法を考えることが重要ではと思います。

先ほど言いましたように、堤防をどんどん強化していくことで、街を守っていくということも1つの方法かも知れませんが、人間の方の対応を変えることによって被害を少なくするというのも、1つ選択肢としてあるだろうと思います。そのための仕組みはどうするのだと、それを考えようということも方法論の中の1つかも知れません。

そんな中でも、3m、5mというような部分も、赤い印があったり、黄色い印があったりしていますから、どうにもならない部分もあるかもしれません。例えば洗掘するところをできるだけ補強してもらおうというようなことも必要かも知れません。それによって他も漏れるかも知れませんが、どこのラインで、これは甚大である、これはしたたかに対応するというようなところなのかというのが、はっきりしておかないと駄目なのかなと私は随分思っています。それによって、方法論は変わってくると思います。

人の側で対応するのか、川を何とか押しとどめようとするのかという考え方は、やはり随分変わってくると思います。それによって対応の方法がわかってくれば、それを対応する仕組みや予算、いろいろな方法を講じて、具体的に進めていけばよい話だと思います。

昭和35年がこのように何で出てきたのかわかりません。これは一定の基準に基づいて出てきたものかもしれませんが、これをシミュレーションとして考える必要があるのではないのでしょうか。

松本委員（猪名川部会）

今の村井調査官のご説明を伺いますと、越水はある程度容認という方針が現実的には無理のあることを言っているのではないかという感じがします。

破堤しないようにする、壊滅的な被害を避けるということであれば、全面的な河川改修やしっかりとした堤防補強が必要だと思います。ここだけを補強しても、別のところがまた来るということであれば、長期的にわたって膨大な工事をしていかないといけないと言われて

いる気がします。

河川改修工事、或いは堤防の工事を行うと、一時的に川はすごく荒れてしまいます。それが長期にわたって続くとなれば、相当な自然破壊となります。ですから、本当に自然環境に優しいかどうかというのは、流域トータルで考えないといけません。ダムの部分だけ見たら、確かにその部分は自然破壊です。しかし、ダムをつくらないことで、ずっと下流から堤防を高くする、或いは掘削することもやはり自然破壊なのですね。それは両方を見ないといけないのと思います。どちらがどうかというのは、今にわかに判断はできませんが、そういうことを知る上でも越水を防ぐ、破堤を防ぐための工事がどのような規模になるのかという全容は、知っておく必要があると思います。

池淵部会長代理（委員会・猪名川部会）

私たちも、破堤回避とか絶滅的な被害は避けようという中身等について、議論をしてきているのかということが、一方ではあるのですよね。単純に破堤回避ということであれば、工法としては、そういうことをしたらどうかと投げてもあります。壊滅的な被害というのは、生命の損失は絶対起こさないということなのか、床上は絶対避けようとしているのか、本当に理念として描いたのかどうかですね。

前回見せてもらったのとしては、破堤のエネルギーが場所によっては非常に大きいということです。破堤を回避し越水した場合には、洪水のエネルギーがどう減殺して、壊滅的な被害の軽減にどう結びつくのかというような形のものを、1回シミュレートしてもらおうということも考えられます。それを、ここを手当てしたらこうなるというのが本当に出てくるのであれば、その施策は、我々としては捨てなければならぬ話かも知れません。

幾つかの材料を、理念を描いたような形で結びついていっている我々の議論として、1つの極端な例として、お金のことなんか全然考えない、期間のことも全く考えないで破堤回避をやってもらうというようなシナリオの場合どうなのかを、計算してもらおうかなと思ったのです。

壊滅的な被害について、中間とりまとめではそういう言葉は出していますが、具現化する中身については、まだ議論していません。小出しでいろいろ計算して、こんな施策というのはもう無理だなという意見が出てくるとすれば、破堤回避というのはどこの部分を優先しないと駄目なのかというのが、議論の俎上に上がってくる感じもしています。

本多委員（猪名川部会）

私たちが最初に掲げた川のあり方というのは、中間とりまとめの中にも随分書いていたと思います。それは、川が下から上へつながっている、人が川と関わられるような環境をつくりていきたいといったことです。川と人との関わりから、歴史や文化などが生まれてきていたのですから、そういうものを取り戻そうという高い理想を掲げて、この議論は出発していったのではないのでしょうか。

確かにどんどん河川の工事をしていけば、長引けば長引くほど、当然河川的环境も壊していきます。だからといってダムをつくり、それで解決すればよいというものでもないと思い

ます。今ある自然は、やはりつぶすべきではありません。しっかり次の世代に伝えていく必要があると思います。その中で、どんどん工事を行って対応するというやり方から転換していかなければいけないという話があったと思います。

例えば、越水してくる状況があれば、我々の方が事前にリスクマネジメントをしっかりとしておくということです。例えば、先ほどあったように1階には物を置かないようにしておこうとか、建物を変えるのであれば、建物のつくりかえを支援する仕組みなどの方策があることで、住民の側のライフスタイルを変えていくことだと思えます。それによって随分河川を荒らすことも抑えられると思います。しかしやむを得ない部分もあると思いますので、無堤地区に堤防をつくっていくことも必要かもしれません。

基本的には、我々の側の対応を考えていく、そういう1つの選択肢をこの河川整備計画の中に反映させていこうということから、部会の議論は出発していったように思います。ですから、工事ができるだけ軽微になるように、どこかは犠牲になってもらおうという議論には納得できないところがあります。

畚野委員（猪名川部会）

今の本多委員の高邁な理論の後、少し細かいことを言うようで申し訳ありませんが、2つほど議論に出てないところを指摘しておきたいと思います。1つは、浸水想定図のデータの件です。浸水想定に関して、内水氾濫等のファクターまでは考慮していないのですが、猪名川流域においては内水氾濫等の可能性や大きさといったファクターも重なることも議論から外さないでお願いしたいと思います。猪名川流域には特にそういう地区があるのと思いますので、関連データを出して頂きたいです。

もう1つは、年中河川整備工事をやっている、極端な話100年続いているということ、沿川の住民は皆必ず言っています。特に年度末、猪名川では流域全体で工事をしているという話を、声を大きくして言う方が私どものグループにもいます。工事を担当される方は、それに対してどのように配慮して頂くことも1つの問題だと思います。

ただ、これは工事の間だけの問題ですが、工事が終了して破堤しないような工法ですごい堤防をつくってしまった場合、今まで議論されている環境に対する連続性がさらに破壊される危険性があったら、これは「環境を考える」という趣旨と離れてしまうのではないのでしょうか。工法については、環境への影響ということもかなり重要なファクターとして考えて頂きたいです。

田中委員（猪名川部会）

村井調査官の川西池田地区の無堤防地域を整備するというお話は、どういうことなのでしょう。下流に負荷を及ぼすような工事はしないという基本理念に立つと、銀橋狭窄部の掘削の話と川西池田地区の話、或いはその下の軍行橋、分派のところ、上から下までずらっと破堤を回避するように工事するということが、下流へ負荷を持っていくことになります。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

一般論として堤防を高くすれば、下流に負荷を与えるというのは、その通りだと思います。ただ、下流が許容できる負荷、そういう形の負荷は現状の河道の状況から見て負与え得るのかなとは思うということですよね。あと、浸水常襲地帯をどうするかという話は別途残ります。

田中委員(猪名川部会)

これは頭の中で考えるだけで無理な発想かもしれませんが、破堤や越水に関しては流域全体で考えるということをやめてしまって、危険性のある箇所を輪中の逆発想で、水が出たところを何重にもともかく遊水ゾーンとして対処するとか、何かそういう発想に転換できないでしょうか。堤防が切れた時には水を下までは流さず、それぞれの区域で、同心円上に輪中の逆の区域をゾーニングして、守るのではなく洪水の被害を軽減させるということです。堤防が切れても壊滅的な被害が出ないような仕掛けを、ひょっとして作ることができないのかなという気がしています。

今、上流の手当てをしたら、水はどんどん下へ行っていて、結局昭和28年の1.0倍、昭和35年の1.8倍、2倍になれば、上流の方をいくら整備しても、人口密集地域である下流の方に負荷を及ぼしてくることになりますよね。

堤防が切れたところで遊水池の機能を発揮させる、或いは越水したところで遊水池の機能を発揮させながら、同心円状に高さの異なった輪中ブロックで地域を区切って、浸水のスピードを軽減させるとか、そういう仕掛けはないだろうかと思います。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。

時間が1時になってしまっていますので、短時間ですが1時5分まで休憩をとりましょう。休憩の後は、一般の皆さまからの質問を受けます。

[休憩 13:01~13:13]

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは審議を再開させていただきます。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

まず、一般からの意見聴取ということで、ご発言のある方がいらっしゃいましたらよろしくをお願いします。

傍聴者(岡)

大阪自然環境保全協会の岡と申します。まず意見を言わせて頂く先に、簡単な質問をさせていただきます。

資料の中に、ダムについての記述で既存と新規とありますが、建設中、事業中のダムは、どの部分に入るのでしょうか。もう一つ、流域委員会の最終提言の中で触れられないものについては河川整備計画にのせないという河川管理者側の発言がありますが、現在建設中のダムの余野川ダムについて何も触れられない場合は、追認になるのでしょうか。

それからもう一つ、庶務の方で先ほど説明があった今後のスケジュールで、最終提言を受けて原案をつくり、その後で余野川ダムや個別のことは審議して頂いたらよいと言われていますが、この辺りはオーソライズされたことなのかどうか、その辺りが少しこれまでの認識と違うと思いました。委員の方も、この後すぐにでも余野川ダムについて審議していかなければならないと言われています。その辺りの3点をお伺いします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

第1点目についてですが、どの資料に書いてあるか教えてください。

傍聴者（岡）

資料1-2「今後の流域委員会の進め方」です。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

7ページの「ダムWG」というところに書いてある「新規のダム整備に関する基本方針」、「既存のダム管理の基本方針」、もう一つ、中間とりまとめにおける内容の「計画・建設中および既存のダムについての総合的な視点で見直す」辺りですね。

傍聴者（岡）

余野川ダムは今建設中で、本体は着工していませんが、事業中ですね。これはどちらに入るのでしょうか。建設中という言葉が書いていないので、よくわかりません。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

7ページの一番下の「その他」に建設中と書いています。

庶務（三菱総合研究所 新田）

この新規のダムというのが、計画、建設中のダムとなります。既存のダムは、既に管理が開始されている、いわゆる一庫ダムのようなものを指します。

傍聴者（岡）

余野川ダムは入っているわけですね。そういった事業中のダムが、河川整備計画や猪名川部会や委員会の最終提言に示されない、全く何も触れられていない場合、その場合はどのように扱われるのでしょうか。これは、どちらかといいますと河川管理者にお聞きしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川管理者が工事を実施する場合に、河川整備計画に位置付ける必要があります。ですから、例えば、余野川ダムを建設すべきではないと私どもが思い、余野川ダムについて書かないで河川整備計画原案を提出する場合と、余野川ダムを建設すべきであると私どもが思い、河川整備計画原案に余野川ダムについて書いて原案を提出するという場合の2通りが当然考えられます。

まず、河川整備計画原案に余野川ダムを書かないで提出した場合です。この河川整備計画原案に対する流域委員会の意見書の中で余野川ダムについて触れられなければ、これは河川整備計画原案に余野川ダムについて書かれていない状態ですから、余野川ダムの建設をしないということになります。

次に、河川整備計画原案に余野川ダムについて書いて提出した場合ですが、この場合は2通り考えられます。1つは、この河川整備計画原案に対する流域委員会の意見書で余野川ダムについて触れられなければ、それは余野川ダムをお認め頂いていることになりしますので、工事をします。2つは、流域委員会の意見書で余野川ダムについて触れられ「建設をやめろ」ということであれば、そのご意見を尊重して検討したいと考えています。

傍聴者（岡）

全く何も触れられない場合はどういう扱いなのでしょう。済みませんがもう1回だけお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川工事をやる場合には、河川整備計画に位置付ける必要があります。ですから、河川整備計画に書かれないということは、その工事はやらないことになります。

私どもが余野川ダムを書いていない河川整備計画原案に、流域委員会がダムについて触れられないということであれば、それは原案どおりの余野川ダムが盛り込まれない方向で河川整備計画ができていくことになります。

余野川ダムを書いた河川整備計画原案を流域委員会に提出し、流域委員会がダムについて触れられないのであれば、余野川ダムを盛り込んだ形の河川整備計画をつくることになりすし、流域委員会が余野川ダムは駄目だという意見を出されるのであれば、その方向で私どもは考えていくことになります。

傍聴者（岡）

もう一つ詰めておきたいのですが、流域委員会側の最終提言として余野川ダムについて触れない場合は、現在事業は進行中ですが、現状を追認することになるのでしょうか。それとも建設しないことになるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私どもの方が河川整備計画原案をつくりますので、それに対して流域委員会が審議をして

頂く時点に、ご意見を伺います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

庶務からもう1度ご説明します。資料1-2の最終提言と意見書についてです。

まず、流域委員会で最終提言をつくって河川管理者にお渡しします。その後、河川管理者が河川整備計画原案を流域委員会に示し、流域委員会でまたその原案を議論して意見書というものにまとめて出します。こういうキャッチボールになります。

まず流域委員会側が投げる最終提言というのは、河川整備全体に対する流域委員会としての提言なので、個別の、例えば余野川ダムの事業をやるべきである、やらないべきであるという言葉は、盛り込まれない可能性があります。最終的には運営会議でどういう方針でまとめるかというのを決めて、委員会でまた審議するわけですので、ここでそう決まっていますとはっきりは言えないのですが、そのような可能性があります。最終提言については、もしそういう性格になった場合には、余野川ダムを建設する、しないということは、何も書かれない可能性があります。

次に、その最終提言をもらった河川管理者が河川整備計画原案を出されますので、その原案に余野川ダムが入ってくるか、入ってこないかは、可能性として2つある、というお答えが先ほどの河川管理者のお答えです。

もし、河川管理者が出される原案に対して余野川ダムが書かれた場合に、今度はそれに対して流域委員会、猪名川部会としてどういう結論を出し意見書をつくるかという議論する場合に、建設すべきかどうかという議論が起こります。その時に議論の決着がつくという流れです。

傍聴者（岡）

ありがとうございます。

先ほども審議の中で出ていましたが、以前にも部会で余野川ダムについては個別に取り上げて是非議論をしましょう、公開の意見も集めましょうといった意見が出ていましたので、必ず実現して頂きたいと思います。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。次の猪名川部会では、そういう議論が多分出てくると思っています。他にありますか。

河川管理者（水資源開発公団 関西支社管理部長 河野）

河川管理者の方から出た資料4-1の「猪名川の治水の現状」の中の、一庫ダムの管理に関するところだけ少し補足説明をしたいと思います。

4ページ目の本多委員からの質問に関連するのですが、昭和58年9月の洪水の時に、こういう被害が実績として出ていると示しています。一庫ダムは昭和58年3月から管理を開始していますので、この時実際にダムは運用していますが、現在の洪水調節方式、つまりシミュ

レーションに出てくる 150m³/s 一定量という方式ではない時期でした。具体的には 200 t から徐々にカットしていったら 650m³/s まで放流するという方式だったため、この時の洪水には殆どダムの効果は出ていません。ですから、こういう被害が出ているということです。

本多委員(猪名川部会)

現在なら効果はあるのですか。

河川管理者(水資源開発公団 関西支社管理部長 河野)

現在でしたら、昭和 58 年の洪水であれば 23 ページですね。150m³/s 定量カットしたとしても銀橋上流で 60 億円くらいの被害は生じるということですね。

本多委員(猪名川部会)

従って、昭和 58 年は 353 世帯が床上浸水しましたが、現在なら 190 世帯くらいに軽減されるだろうということですか。もちろん昭和 58 年の人口密度と今の人口密度は違いますから、単純に数字の比較だけではなしに、かなり改善がされているから、ダムの効果はありますよということをおっしゃっているのですね。

河川管理者(水資源開発公団 関西支社管理部長 河野)

そう考えております。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。他にありますか。なければ終わりますが、1 つだけお願いがあります。今度現地で意見聴取の集会を計画していますが、どういう方をどのような形でお招きするかは、私と部会長代理と 2 人にお任せ頂きたいと思います。後で皆さまに承認して頂きたいと考えていますが、何かご意見はございますか。

本多委員(猪名川部会)

前回の意見聴取集会の招聘者を決める際、希望者を選んだ中に止々呂美の地域の人たちが入ってないという話があったと思います。その時は、意見が出た人の中から選ぶということだったので仕方がなかったのですが、次の機会には是非お招きしようという話があったと思います。できましたら今回は是非止々呂美の人たちにも参加して頂けるよう、働きかけて頂きたいです。

米山部会長(委員会・猪名川部会)

どうもありがとうございました。他にご意見はありますか。招聘者については後でご連絡いたしますので、ご一任頂きたいと思います。

池淵部会長代理 (委員会・猪名川部会)

河川管理者の方にお願ひがあります。現状の堤防高で破堤回避という形にした時にはどのような越水状況になるのかといった辺りのアウトプットを出して頂けませんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

米山部会長 (委員会・猪名川部会)

次回の委員会は、9月12日に開催します。それから、先ほどから何度も申し上げておりますが、デッドラインが10月24日です。その間に私どもの方は、現地対話集会を9月21日に開き、それから10月1日に第14回猪名川部会を開催したいと思っております。それで時間が足りなければ、10月18日の午前中に第15回猪名川部会を開催したいと考えています。

今日たくさんのご意見を頂きましたので、第14回はできるだけそれらを生かした形で、さらにこれまでの寄せられた意見もちゃんと整理をした上で、議論を展開していきたいと思っております。先ほど話題に出た神崎川の水質についてもとりあげていきたいです。

今日は長時間どうもありがとうございました。では、閉会させていただきます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

今回は10月1日16時からということによろしいですね。次々回の部会は10月17日の午前10時から1時までに決まりましたので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして猪名川部会を終了させて頂きたいと思ひます。長い時間どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。